鶴岡市告示　第564号

下記の者、居所不明等により通知書等の送達が不能となったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び鶴岡市市税条例（平成17年鶴岡市条例第67号）第18条の規定により公示する。

なお、送達すべき書類は総務部納税課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年11月10日

鶴岡市長　佐藤　聡

記

送達を受けるべき者

番号	送達すべき書類	送達を受けるべき者	備考
1	地方税法の規定による書類	TRAN QUANG HONG	
2	地方税法の規定による書類	LUONG VAN THAI	
3	地方税法の規定による書類	平田　涼	
4	地方税法の規定による書類	BIRONDO LOUIGUE NINO SABA	
5	地方税法の規定による書類	LE THANH DAT	
6	地方税法の規定による書類	TRAN QUOC HUY	
7	地方税法の規定による書類	CAO THI BE THOM	
8	地方税法の規定による書類	NGUYEN VAN THANH	
9	地方税法の規定による書類	PHAM DINH DUNG	
10	地方税法の規定による書類	NGUYEN THI THUY DUONG	